

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

2024-10-30 こども家庭審議会基本政策部会（第14回）

10:00～11:47

於：こども家庭庁庁議室

出席委員：

秋田 喜代美 会長
青木 康太朗 委員
有村 大士 委員
大隅 有紗 委員
岸田 雪子 委員
木田 秋津 委員
清永 奈穂 委員
駒村 康平 委員
櫻井 彩乃 委員
定本 ゆきこ 委員
新保 幸男 委員
土肥 潤也 委員
堀江 敦子 委員
松浦 民恵 委員
松本 伊智朗 委員
村宮 汐莉 委員
矢島 洋子 委員

議事：

1. こども施策におけるPDCAの回し方について
2. こどもの視点からの災害対応について

○秋田部会長 おはようございます。

ただいまより、第14回こども家庭審議会基本政策部会を開始いたします。本日も、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、本日の議事でございますけれども、お手元の議事次第に記載のとおりでございます。

早速、議事に入りたいと思います。まず議題1についてです。

前回の会議では、これから基本政策部会をどのように進め、そして、こども施策の実施状況の検証・評価について、いかにしてやっていくかということで御意見をいただいております。

主な御意見としまして、幅広いこども施策について検証・評価を行うに当たって基本政策部会ではどのような役割を果たし、他の分科会、部会とどう連携していくのかといった点や、

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

EBPM を推進するに当たっては、学識者とのコミュニケーションが必要ではないかというような点に関する御指摘がございました。

これらを踏まえまして、中原参事官より、こども家庭審議会でこども施策について検証・評価するに当たりまして、基本政策部会及び他の分科会、部会でどのように議事を進めていくのか、こども家庭庁としてどのようにエビデンスベースドな政策評価 EBPM を進めていくかということを考えるのか、御説明をお願いいたします。

○中原参事官 おはようございます。参事官の中原でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料1を御覧いただければと思います。

こども家庭審議会には3つの分科会と、基本政策部会を含めて8つの部会が設置されているところでございますけれども、それぞれの所掌を資料1でまとめております。

前回の会議でも様々な先生から御指摘いただきましたけれども、こども施策が非常に幅広いものになっているということで、基本政策部会だけで全部評価・検証していくのは現実的ではないのではないかとといったような御指摘がございました。

こども大綱ですとか、こどもまんなか実行計画2024を策定したときにも、各分科会や部会のほうで所掌に応じた御議論をいただいて、また、御意見をいただいたものを基本政策部会のほうでまとめて、最後、取りまとめたというような形でありましたので、実行計画2025に向けましても、各分科会や部会で御議論をそれぞれの所掌に応じていただくといった形にしてはどうかと考えております。

その際に、委員の先生方の御知見を基にそれぞれ御意見をいただくということに加えて、今年度につきましては、検証・評価についても各分科会や部会において併せて御確認をいただくというのがよいのではないかと考えております。

具体的にどのように検証や評価を進めていくのかにつきましては、資料2を御覧いただければと思っております。

前回、フォーマットのみをお示ししておりました、EBPM 関係資料というものがございます。こども家庭庁として8月の概算要求のときにまとめた資料でございますけれども、今回は、こういった形で幾つかの事業につきまして、そのフォーマットを基に中身を入れさせていただきます。EBPM の関係資料として概算要求時に公表したものになっておりますけれども、事業ごとの課題のデータやアウトプット指標、アウトカム指標などをまとめて記載したものになっております。

こういったシートを、年内をめどにこども家庭庁の予算事業を全体的に作成していくことを予定してございますので、これらを作成でき次第、その所掌に応じて各分科会や部会のほうにお渡しいたしまして、実行計画2025に向けた議論の検討材料の一つとしてはどうかと考えております。

資料2のように、作成した関連の事業シートを各分科会、部会に配分いたしまして、それぞれにその中身も確認いただきながら議論いただくことによって、こども政策の評価や検

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

証を進めていくというふうにできればと思っております。

資料3を御覧いただければと思います。

資料2はEBPMのシートでございますが、資料3が全体的な進め方をまとめた資料になっております。実行計画2025の策定に向けて、今申し上げました各事業シートをつくりまして、これを各分科会、部会で確認しながら御議論いただきまして、その内容を基本政策部会にも集約いたしまして、最終的に審議会としての御意見をお取りまとめいただくといった形でいかかと思っております。

各分科会や部会で議論いただいて、それを基本政策部会で最後に集約するといったやり方につきましては、昨年と同じではございますけれども、EBPMシートを使って評価・検証の部分をやるといところが今回新しくなっていくと、そういった形になります。

資料3の2ページ目を御覧いただければと思います。

今申し上げたことを1年のサイクルでまとめてみるとこういった形になります。PDCAを毎年回していくという形になりますけれども、「P」の部分につきましては、毎年6月頃になろうかと思っておりますけれども、こども家庭庁審議会からの御意見、それから、こども・若者意見など、または、地方公共団体の意見なども踏まえて、こどもまんなか実行計画を改定していくということを行います。

「D」は、その計画に基づきまして各省庁で確実に施策を推進していくというところでございます。また、「C」は、「P」「D」を踏まえまして、毎年秋冬から翌年3月頃にかけてとなると思っておりますけれども、こども家庭審議会においてこども施策の実施状況の検証を含めて御議論いただくことになると思っております。この中で、今申し上げておりましたEBPMシートも活用していただきながら、各部会や分科会でも御議論いただくということになります。その後、最後「A」としまして、毎年3月から4月頃になろうかと思っておりますけれども、こども家庭審議会として意見を取りまとめていただいて政府に御提言をいただく。それをまた「P」につなげて、こどもまんなか実行計画が改定されていく。

こういった進め方を毎年繰り返していくことによりまして、こども家庭審議会はPDCAのうちの、今までは、審議会というところでも「P」のところだけに関わりがちなところがあるかも知れませんが、「P」だけではなくて、「C」と「A」にも継続的に関わっていただくというような仕組みができていくのではないかと考えております。また、こういったPDCAのプロセスの中にも、こどもや若者の意見を聴く仕組みをしっかり入れていきたいと思っております。

以上、こどもの政策の今後のPDCAの進め方につきまして御説明申し上げましたので、委員の皆様御議論をよろしくお願いいたします。

○中村官房長 補足をよろしいですか。

○秋田部会長 どうぞお願いいたします。

○中村官房長 ありがとうございます。

今、中原参事官から申し上げましたが、御案内のとおり、こども家庭庁は発足間もない省

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

庁でございますけれども、予算は6兆を超えるかなり大きな額を使っておりますし、少子化対策、子育ては大事だということで世間の注目も非常に高いです。やはり政策を進めるに当たっては、透明性、客観性が内外から求められております。

したがって、こども家庭庁の事務局としても、今申し上げたように、各事業ごと、全ての事業についてシートをつくって、どういう指標でチェックしていくのか、それをオープンにして世にも問うていこうと思っています。また、その指標も、御案内のとおり難しいところはあるのですが、難しいとって逡巡するのではなくて、いろいろ御意見をいただきながら回していきたいと思っています。

審議会の委員の方々にも、特定のテーマだけではなくて、政策全般の我々のPDCAを一緒にチェックして、御提言いただいて、それをまた次回に回すというプロセスに、一緒に伴走的に関わっていただければということで、今回お願いをしているということでございます。

よろしくお願いいたします。

○秋田部会長 中原参事官、中村官房長、ありがとうございます。

それでは、こども施策の評価・検証につきましての所掌に応じて各分科会、部会に御確認をいただき、それを含めて実行計画2025に向けた議論を各分科会で実施するという。そして、基本政策部会にそれらを集約してはどうかという方針を示していただきました。

事務局からの御説明を踏まえまして、各委員に御発言をいただきたいと思います。御意見のある方は挙手をお願いしたいと思います。オンラインの方は挙手ボタンのほうをお願いいたします。

有村委員、お願いいたします。

○有村委員 ありがとうございます。

PDCA サイクルに施策を乗せていくというのは大変大事なことだと思いますし、そこがしっかりプランに乗っかってくるというのは、大変画期的なことだと思っています。

私としては2点あります。

1つは、PDCAのところ、こどもたちや若者の声を聞いていくということが入っていて、そこも大変画期的だと思うのですが、一方で、なかなか声を発することができないこどもたちや若者もいるかと思っています。そういった領域に関しては、支援者さんたちの声も聞いていただくというのも大変大事かなと思います。

2点は、分科会を超えた議論。部会の所掌事務のところを拝見していると、各領域のことが盛り込まれている。これは異論はないところですが、逆に、この領域をまたがっている議論に関してどうするかというところは整理をしていただきたいと思っています。

例えば、昨日も実習の巡回でしたけれども、歌舞伎町を夜回りしている団体に行ってきました。そうすると、この中でも、こどもの貧困やこどもの居場所、その他、絡んでくる要素がたくさんありますけれども、障害のあるお子さん方も多いのではないかなというようなお話も挙がってきました。そういった方々が、家庭の状況の中で、親御さんとうまく折り合いがつかずに出てきているお子さん方もいるのではないかなという話もあって、分野をまたが

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

って考えなければならない話題が多いのではないかと思います。

そういったところで、部会で議論するということもそうですけれども、またがった議論をどうするのか。あるいは、両方で話し合っていくのか、それとも、どこかですりあわせをするようなものがあるのか。新しい課題が増えていく中では、検討しておくよいかなど思いました。

以上2点でございます。

○秋田部会長 有村委員、ありがとうございます。

皆様の御意見を伺った後で、事務局のほうから個々に何かあればコメントをいただくようにしたいと思います。

続きまして、オンラインの松浦委員、お願いします。

○松浦委員 御検討いただきましてありがとうございます。私からは、基本的な質問というか、確認です。

分科会を経由してというか、分科会も巻き込んで評価をするということについては賛成です。また、EBPM シートという共通のフォーマットを提出してもらうことも賛成です。その上で、EBPM シートの中身について確認させていただきたいと思います。

資料として出していただいたスライドの3、4、5、6というのは、EBPM シートの例だと思っていいですか。

○中原参事官 左様でございます。

○松浦委員 そうだとすると、下の部分はどれも同じなので、真ん中のアウトプット・短期アウトカム・長期アウトカムが肝になると思うのですが、各指標に対して現在の進捗状況つまり実績が括弧として書き込まれるということでしょうか。

○中原参事官 括弧として、実績値をそこに書き込んでいく形になります。

○松浦委員 短期・長期の目標が記載されたうえで、今現在ここまで来ていますというのが入るということですね。

○中原参事官 そのとおりです。

○松浦委員 であれば、それはもちろん最低限必要な情報ですけれども、進捗状況の背景として、例えば「どういうところで行き詰まってここまでしか進まなかった」など、補足情報も付けていただけるのかどうか確認したいです。

目標と実績を全部記載いただくのは最低限必要ですけれども、それだけ見ても何がネックになっているかなどが分からないので、その背景を説明する情報も、EBPM シートに付けていただけるのかどうかの確認です。

○秋田部会長 これは、今、事務局のほうから答えていただいたほうがよろしいかと思います。

○湯山参事官 御質問ありがとうございます。会計担当参事官の湯山でございます。

今まさに御指摘いただきましたとおり、EBPM に関しましては、目標の数値と実績を定量的にお示しするということが最低限必要なわけでございますけれども、私どもといたしま

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

しても、それだけでは、委員がおっしゃられましたとおり、こういった背景事情がある、あるいは、達成できなかった場合に何が原因だったかということを示すことが必ずしも十分にできないと思っております。

そうした定性情報につきまして、何らかの補足をしていく必要があるということは現在認識しております。それをどういった形で資料あるいは情報として提供していくか。それは活用の仕方とも関わってくる部分でございますので、それらについては、今の御指摘も踏まえて今後しっかり検討してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○松浦委員 ありがとうございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。この点も含めまして、御意見をいただけたらと思います。

青木委員、お願いします。

○青木委員 ありがとうございます。

私からは、先ほど御説明いただきました EBPM、PDCA サイクルを回すために基本政策部会で取りまとめ、評価をしていくといった御提案については賛成でございます。その上でお願いというか、これから各分科会でどの施策をどこの分科会が評価するのかが分からないので、そういったことが分かるように、例えば一覧にするなどして、お示しいただければと思っております。

併せて、その際に、各分科会で各施策に対してどういった評価がなされたのか。細かい評価の内容は別に示していただくとしても、例えば、○△×ぐらいな形でもいいので、うまくいっていない施策については、どれがうまくいっていないのかということがパッと分かるようにしていただきたいと思っております。

また、PDCA サイクルでも、「C」から「A」にどうつなげていくのかということが非常に大きな課題になるかと思っております。評価をすること自体はそんなに難しくないのかも知れませんが、改善策がしっかりなされていないと実効性のある PDCA サイクルにならないという点では、評価も、政策の実施状況や成果の評価・検証といった観点と、それに対する改善策が有効なものなのかという観点の評価・検証も必要になってくると思います。提示された改善策に対して我々がどのような形でコメントできるのかといったところも、今後 PDCA サイクルの過程を示す際にお示しいただければと思いました。

以上です。

○秋田部会長 青木委員、どうもありがとうございます。

続きまして、オンラインで松本委員、お願いいたします。

○松本委員 発言の機会を、ありがとうございます。

これまでの各委員の御発言と重なるところがあると思うのですがけれども、評価というときに、何を評価するのか、どういう形で評価するのか。このシートと案を見る限り、個別の数字を挙げて、それが達成できたかどうかということが評価の中心になるように思います。

個別の数字に乗らないところも含めて、全体的な評価といいますか、大きく見て、この施

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

策についてどういう形で、その年度、年度で評価というか、考えることができるのか。そういうコメント欄のようなものと、次のステップを考えるとときに考えやすいのではないか。あるいは、いわゆるアウトカムと出ているような数字をもう一度見直す、あるいは付け加えるということも、議論しやすいのではないかと思います。

個別の数字だけではなくて、全体的にどういう方向に向かっていて、それがどういうふう
に評価できるかということも議論の対象にできるように、あるいは、それが記録として残る
ような工夫をしていただけると議論がしやすいのではないかと思います。

以上です。

○秋田部会長 松本委員、どうもありがとうございます。

矢島委員、お願いいたします。

○矢島委員 ありがとうございます。3点あります。

1つ目は、今お二方もおっしゃったように、EBPM で事業評価をしていくということになると、どうしても個別の事業が適切に実施されているかということに焦点が強く当たって、本来の目的に対して必要な施策が設けられているのかということが見えにくくなってしまいう危険性もあると思いますので、そうした段階の評価ということをより強く意識することが必要かと思ひます。

2点目は、資料3で、EBPM シートの作成は、「令和6年度では、こども家庭庁内の事業について作成」とあるのですけれども、今後は実行計画の全ての事業について作成されることになると思ひます。その際の作成においては、各担当省庁が自主的に作成するほうが相応しいのではないかと思われますので、その点も御検討いただければと思ひます。

3点目は、資料3の最後にあるPDCAのサイクルですけれども、上の四角の中にある文言と、下のPDCAサイクルのイメージ図との間にギャップがあると思ひています。上のほうの四角では、「毎年6月に計画を改定し、予算概算要求に反映する」とあるのですが、これはあくまで次年度予算のことだと思ひます。なので、6月の時点で次年度の概算要求に対して反映し、その後、今年度の事業について評価していく形となり、その評価の反映はさらに翌年(2年後)になって、そこに年度のずれが生じてくるということについて、もう少し分かるようにしておいたほうがいいのではないかと。

それと、四角の中の2番目に5年間のタームで見ていくと書いてありますが、ここも大事かと思ひます。単年度だけの評価だと、どうしても1年ずれていってしまいますし、先ほど言いましたように、EBPM で各事業を細かく見ていくのは単年度の評価になるけれども、もう少し大きな視点で、5年単位で見直していくということはどういう形でやっていくのか。そこももう少し具体的なイメージを設定してもいいのかなと思ひました。

以上です。

○秋田部会長 矢島委員、ありがとうございます。

岸田委員、お願いいたします。

○岸田委員 ありがとうございます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

今回のEBPMについて、データに基づいて政策立案をされることを大いに歓迎いたしますとともに、先ほど官房長からお話があったとおり、事業ごとにオープンにして世に問うていく。そして、意見をまとめていきたいという基本方針に強く賛同するものです。

その際に、こども家庭庁としては、子ども・子育て当事者に納得感があるものを提供していくということがありますので、そういった指針の在り方についても当事者の視点に立ったものが非常に重要なのかなということと、先ほどのシートでいいますと、EBPMの指標のところと、目標に至るところは非常に大きなジャンプがあるところかと思っておりますので、より詳細な目標値がいるのかなと思いました。

例えば少子化のことでいえば、結婚や子育ての希望の形成を阻む隘路を打破するという基本方針に対して、何が隘路なのかというところのデータも含めた検証がまずあった上で、この隘路を打破するためにこの事業なのだというステップがあったほうが、より当事者にとっては納得感があるのではないかと思います。

チェックの意見として、どの部会、あるいは分科会で協議するのかということもありますが、そのチェックの際にも、極力当事者の声が反映されるような形が望ましいと思っておりますので、少子化対策であれば、子育て当事者のみならず若い世代、もう一つは、女性の声をぜひ採り入れていただきたいと思っております。特に教育、あるいは子育ての経済的な負担という部分は若い層にも大きくあると思っておりますし、また、キャリアの意味でリスクを生じてしまう。

キャリアに対してはマミートラックがまだ厳然としてあったりですか、女性のキャリア形成にとっての子育てが負担になっていないかという視点も男女で差がある部分もあるかと思っておりますので、女性の目線でのチェック、若者目線でのチェックということも重視していただきたいと思っております。例えば、今回の事例でいただいている不登校に関しても、不登校の当事者であったり、あるいは、そうした状態にある子育て当事者だったり、支援に携わる方だったり、より当事者に近い方々のチェックが働くような機会を設けていただけたらなと思いました。

以上になります。

○秋田部会長 岸田委員、ありがとうございます。

それでは、木田委員、お願いします。

○木田委員 発言の機会をいただきありがとうございます。

岸田先生と重複するところもあるのですが、先ほど官房長から御説明いただいたとおり、EBPMについて、データに基づいて政策を推進することで、客観性、透明性、そして、説明責任を果たすということには大いに賛成します。その一方で、定量的な指標にならざるを得ないという特性から、定性的なところが見えにくいというところは補充の必要があるということに私も強く賛同します。

先ほど岸田先生御指摘のとおり、今、提示されたものと、指標と目標の間に大きなギャップがあるのは指摘せざるを得ず、例えば、こども若者の権利保障とこどもの意見聴取ということが書いてありますが、大綱の中でも、例えば施策がこどもの権利にどのような影響

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

を与えるのかという権利影響評価の指標ということの必要性も提言させていただいたところではありますが、そういった観点を指標の中に採り入れることも含めて御検討いただければと思います。

ありがとうございます。

○秋田部会長 木田委員、どうもありがとうございます。

土肥委員、お願いします。

○土肥委員 土肥です。発言させていただきます。私から2点あります。

まず1点目ですけれども、EBPM の中に乗っかってきているのかどうか分からなかったのですが、こどもの意見反映事業に関する評価・検証ということも考えていただけるといいのかなと思っております。

というのも、基本政策部会の中に、「こどもの意見の政策への反映に係る仕組みづくり」というのも所掌事務の中に入っているのですけれども、この会議自体、議論が多岐にわたっていますし、専門委員会も下に設置をされているということもありますので、ここの評価・検証、もう既にこども若者いけんぷらすに関しましては、こども大綱の策定に当たって意見聴取をしてきている部分もありまして、PDCA という意味では、こどもまんなか実行計画よりも先行してサイクルが回っていきるところでもあるのかなと思います。

ここがきちんと評価・検証できているかということ、実は、それを議論している場はあまりないのではないかと考えておりまして、そこがきちんとPDCA が回っていくことも重要なと考えております。これが1点目です。

2点目に関しましては、「PDCA を回していく中でこども若者の意見も聞いて」というふうに書いてありますけれども、この方法も、こども若者に参画をしてもらって一緒に議論をしていくということもあり得るのではないかと考えています。

あと、自治体では、先行してこども若者の意見を聞いてPDCA を回していくことをやっておられる自治体もありますので、そうした事例も踏まえながら国としてどういうふうにかこども若者の意見を聞いていくのか。今、正直、この資料の中だと※印で1行書いてあるだけで、どういうふうにするかというのが不明瞭な部分もあって、これからつくっていくところなのかなと思うのですけれども、ここも一緒に考えていければなと思います。

以上です。

○秋田部会長 土肥委員、ありがとうございます。

続きまして、大隅委員、お願いします。

○大隅委員 ありがとうございます。

話そうと思っていたことが土肥さんと全く一緒なので重複してしまうのですが、こども若者の意見を聴くみたいところで、この会議に参加したりとか、そもそもこういう場に興味があるこども若者は、日本のこども若者の何%なのだろうと。その上澄みの部分だけを聞いて採り入れるみたいところだけが、こども若者の意見を採り入れるのではないかなと思いました。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

この場まで届かない声だったりとか、こういうところを知らなかったりとか、社会に対して不満があったりとか、もっとこうしてほしいとは思っているけど、どうやって届けたいかわからない人たちの声も酌み取る必要があるのかなと思ひまして、どこまでその野を広げて声を拾っていいのか検討していただけたらうれしいなと思ひました。

ありがとうございます。

○秋田部会長 大隅委員、どうもありがとうございます。

そうしましたら、村宮委員。

○村宮委員 私から1点あります。

PDCA を回した後、この評価シートに基づいて評価をした後に、その変化をどう周知していくのかなというところに私は疑問を持っています。小さな変化にはなるかも知れませんが、外部とか社会にどういうふうに説明していくかというのが重要だと思っています。外から見ていると見えない部分が、変化がないというふうに外からは評価されがちだと思うので、先ほど青木先生がおっしゃっていた○×△程度でも大丈夫だと思うので、そのような変化を周知するというところも視野に入れていけたらと思います。

以上です。ありがとうございます。

○秋田部会長 村宮委員、ありがとうございます。

それでは、清永委員、お願いします。

○清永委員 ありがとうございます。

先ほど定量的に達成しているか否かと、定性的なものと一緒に合わせていくということですが、以前も発言させていただきましたが、イギリスの BHPS のようなパネル調査、British Household Panel Survey が非常に参考になるのではないかと考えております。

イギリスの BHPS は、もう 30 年以上続けておりますけれども、同一主体を継続的に追跡していくということで、なぜこの施策が反映されなかったのか、同じ施策をしていても、なぜこちらは貧困にとどまったままなのかという、過程の動的な分析を可能にしています。

こうした BHPS から始まった Understanding Society というイギリスの調査によって行政との密接な連携を行っておりますし、実態を把握することでエビデンスに基づく政策の立案がなされているということで、参考になるのではないかと考えています。

この調査の特色は、こども自身にも回答を求めているということで、こども自身の追跡調査が行われているのは非常にいいことではないか。こども期の経験が、負の世代間連鎖とどう関係しているかなどの分析も行われておりますので、こうした長期にわたる省庁を横断したコホート調査がこれから蓄積していくことによって、よりよい政策が生まれるのではないかと思います。

以上です。

○秋田部会長 清永委員、どうもありがとうございます。

ほかにはいかがでございますでしょうか。

では、松浦委員、お願いいたします。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

○松浦委員 EBPM シートの内容もさることながら、もう一つ、各分科会から基本政策部会にどういう資料があがってくるかという点も重要です。例えば、各分科会で、評価いただく事業に関する総合評価やコメントを一旦まとめていただいたものを、基本政策部会にあげていただけるのかどうかです。EBPM シートと各分科会から基本政策部会にあがってくる資料のフォーマットはとても大切で、基本政策部会で実効的な議論ができるかどうかということに関わってくると思います。EBPM シートと各分科会からどういうものがあがってくるかということのイメージのすりあわせについて、基本政策部会の中で改めて議論をする機会があるとありがたいと思っています。

○秋田部会長 新保委員、お願いします。

○新保委員 新保でございます。

組織に関することかと思いますが、1つは、部会を超えた認識、有村委員が最初に発言したことと関連するのですが、私自身が所属しているこどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会で議論していると、育っているこどもとして障害を持ったこどもがいるという話が出てきます。そして、児童虐待に関わるような事例が出てきます。当然それは社会的養育に関することですし、こどもの居場所、そして、出産前から出産直後のことに関わる話題が出てきます。有村委員がおっしゃることは、今の私自身の部会運営で感じていることです。部会を超えた議論をどのように行っていくのか、これは考えておかなければいけないことかと思えます。

2つ目として、先ほど矢島委員からあったかと思いますが、他省庁が担当している事業については、それぞれの省庁で事業評価をしていただきたいという話がありました。多分それをやっていたかしないと私たちもよく見えないことがあるので、それをやっていく必要があると思います。一方で、各省庁がばらばらに評価をしていたのでは、全体の統一感がないと思いますので、多分この基本政策部会になるかと思いますが、こども家庭庁の審議会の基本政策部会で、各省の担当官にお入りいただいて一緒に議論するという、そういう時間がどうしても必要なのではないかと考えます。

以上でございます。

○秋田部会長 新保委員、どうもありがとうございます。

○矢島委員 今の新保先生の御意見に対して、最初に各省庁で評価すべきと言ったのは、もともとのEBPMシートを作成して、1次評価を各省庁ですべきではないかということで、それを踏まえた議論は、この場でとか、こども家庭庁ですべきではないかと思っております。

ありがとうございます。

○秋田部会長 矢島委員、どうもありがとうございます。

それでは、事務方からお願いします。

○中村官房長 最初に私から申し上げます。

多くの意見をいただいてありがたく思います。我々もこれをやるに当たって、部内でもかなりいろいろな議論をさせていただいて、ちょっと早いのではないかという議論もあった

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

のですが、出してみることから始めようと。まさに、こういう御意見をいただきながらブラッシュアップしていくこと自体がPDCAだということで、ありがたいと思っています。

我々行政は、いろいろなことを求められているわけですが、客観性、透明性が求められております。また、多様な意見をきちんと反映させることが求められています。また、効率性というのが求められています。これは我々が求められていることですし、この審議会の運営もまさに同じだと思っています。

第1番目の客観性というのは今回お示ししたことですし、多様な意見、特にこども家庭庁ですと、こども若者、そして、実際こどもに携わっている方々の意見を聴くというのも非常に大事だと思っています。これは、次回の基本政策部会でぜひ御意見をいただきたいと思っています。

効率性は、今の議論とも関わるところですが、幾つかいただいた中で、定性的、定量的という話がありましたけれども、まさにこの中でも議論したと重なるところがありまして、当然EBPMシートというのはエビデンスベースですので、何か客観的な指標でチェックとようと。それは、全てがそこでチェックできるわけでもありませんので完全なものではないですが、それを示すことで、見えていないもの、余白の部分が明確化されるという効果もあると思います。

したがって、エビデンスベースでチェックしていただくとともに、ここから漏れているものは何なのかということ、逆に皆さん明確に意識できると思いますし、そういう中で部局を超えたものも出てくると思うので、そういったことは基本政策部会でやってもいいと思います。あるいは、合同部会のようなものでやってもいいと思いますし、総会でやってもいいと思います。そこはやり方だと思っています。

あと、毎回いろいろな意見が出てくると思いますけれども、定点観測的なところもありますので、毎年御意見をいただいて全部組織表を変えていったら、できる、できないの話が分からなくなってしまうところもありますので、やり方に関しては、この5年みたいなタームがありますので、そういう中で御意見を蓄積しながら、次の体系をどうしていくのかという大きな議論につなげていきたいと思っています。

また、各部会とどう分けていくかということとか他省庁との関係は、ここは本音の御相談ベースですが、3つ目の効率性ということもあります。職員のタイムマネジメントは官房長の責任ですので私の不徳の致すところですが、残業時間が多いことでも有名な省庁になっておりまして、ワークライフバランスを標榜することも家庭庁としては、あってはいけないことです。そういう中でどう効率的にやっていくかということですが、当然できるだけのことはさせていただきますけれども、今申し上げたように、この審議会で毎年の実行計画について御意見をいただくというプロセスはあるわけです。

ただ、そういうときに、いきなり作文で御意見をいただくというよりは、まさにEBPMシートを基にしながら、各部会で次の年、何をするのかという御意見をいただきながら回していこうということになっていますので、EBPMシートを御議論いただいて、各部会から実行

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

計画に向けて意見をいただく。来年、何をやるということを意見をいただく中で採り入れていこうと思っております。それは最低限やろうと思っております。

その上で、このシートをどこまで加工していくかというのは、何ができるけど何ができないかというのは、また御相談してください。当然今年だけの話ではありませんので、今年はこのでやらせていただくけれども、来年はどうブラッシュアップさせていくかということも御意見をいただきながらやらせていただきたいと思います。

また、各省庁は当然要請させていただきますが、こども家庭庁が独自にやっていることもありますので、他省庁が来年の実行計画に向けて同じことをやってくれるかどうかというのは御相談だと思っておりますけれども、我々としては、同じこども政策ですので、半周遅れになるかも知れませんが、各省庁にも同じことをやっていただいて、結果的に、それをこども政策全体の透明性やチェック機能が発揮できるような形にしたいと思っております。

雑ぱくになりましたが以上です。ありがとうございました。

○秋田部会長 ありがとうございます。

続けてお願いします。

○中原参事官 今、官房長から大きなところは御回答いただきました。事務的には、情報の集め方、集約の仕方、フォーマットをどういうふうにしていくか、各部会からの報告の様式をどういうふうにしていくかといった御質問、御意見については、今、官房長からお話のあったことや、いろいろな要素も踏まえて検討して、また御相談させていただければと思っております。

以上でございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

活発な御意見をいただきまして、ありがとうございます。この議題についてはここまでとさせていただきます。官房長からもお話がありましたように、より詳細なところにつきましては、また御議論いただくということでございます。

実行計画 2025 に向けて、検証・評価を含めて分科会や部会から基本政策部会に御意見を頂戴するという点につきましては、審議会の総会の会長として、各分科会や部会のほうに今日御同意いただいたということで御連絡をさせていただいて、その詳細の中身については、さらに検討させていただくというような形で取り扱わせていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、2つ目の議題に入らせていただきます。「こどもの視点からの災害対応について」ということでございます。

議題に入る前に、事務局より、前回の部会で委員の皆様から御提案があったテーマへの対応について、まず一言、先に御説明のほうをお願いいたします。

○中原参事官 ありがとうございます。

前回の部会では、様々なテーマに関する御提案や御意見を各委員の先生からいただいております。いずれの御意見も、実行計画 2025 に向けまして検討すべきものだと考えており

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

まして、所管の省庁ですとか、こども家庭庁内の各部局にきちんと共有させていただいて、次の計画に向けた検討をお願いしているところがございます。

その上で、幾つかのテーマにつきましては、この基本政策部会の場合でも御議論いただければと考えております。今回は、秋田部会長からも御提案いただいております、こどもの視点からの災害対応につきまして議論等いただければと考えております。

今年の初めの能登半島地震もございましたけれども、毎年、日本において様々な自然災害が発生しておりますので、そういった中で、こどもの視点からの災害対応の必要性が増していると考えられますことから、本日はこちらを議題とさせていただいているところがございます。

今回は、前回、複数の委員の先生から御意見をいただきました、「こどもの権利の周知や啓発について」をテーマにした御議論をいただければと考えております。その方向で準備をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○秋田部会長 ありがとうございます。

それぞれの御意見について、実行計画 2025 に向けてどのように検討されたかについて今回の部会で御報告をお願いできればということです。本日の議題は、今お話しいただきましたように、能登半島地震の際に現地で対応に当たられましたセーブ・ザ・チルドレンの赤坂さんに来ていただいておりますので、まず、赤坂さんから能登半島地震において、こどもの視点に立ったどのような活動をなされたのか。また、政府の災害対応について、こどもの視点に立ってどのような対応が必要かをお話をいただきたいと思っております。

それでは、赤坂様、よろしくお願いいたします。

○赤坂様 ありがとうございます。

はじめまして。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンからまいりました赤坂と申します。今日はよろしくお願いいたします。

本日は、「こどもの声を聴き権利を守るために」と題しまして、こどもの居場所の重要性と緊急支援の連携・調整について、主にお話しさせていただきたいと思っております。

私自身は、国内外の人道緊急支援の中で、心理社会的支援を担当しております。最近では、昨年2月に発生しましたトルコ・シリア大地震でトルコに派遣されました。また、今年1月の能登半島地震では、初動チームとして1月4日から石川県で活動をいたしました。

こちらが、今日の主にお伝えしたい内容になります。

簡単にですが、私どもセーブ・ザ・チルドレンは100年以上の歴史を持つ、こども支援専門の国際 NGO です。日本では1986年にセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが設立されまして、以降、こどもの貧困の問題解決に向けた事業のほか、自然災害後の緊急支援を通してこどもの権利を実現する活動を行っております。

セーブ・ザ・チルドレンが実施している、能登半島緊急支援の概要を簡単にお伝えさせていただきます。

私たちは、国内での緊急支援活動においても、国際的な人道支援のガイドラインに基づき、

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

こどもの命、安全、権利を守るための緊急支援活動を行っております。

能登半島地震緊急支援活動では1月3日に初動チームが石川県に入りまして、まず、避難所で子どもたちが必要としている物資支援や子どもたちの居場所づくりを行いました。その後、保育園や学校の再開に合わせて必要な施設備品や給食支援などを行いました。また、放課後児童クラブ支援員などに向けて、こどものための心理的応急処置講座の実施、それから、今年の夏には、子どもたちが災害や復興について何を感じ、何を望んでいるのかを把握するためにアンケート調査を行い、2,000人以上の子どもたちから回答が寄せられました。現在、復興支援にこの声を生かしていくために、関係者に結果を共有しているところです。

現在、私たちは能登半島地震や海外の人道緊急支援で様々な支援活動を行っておりますが、今日はその中から、「こどもひろば」という活動を御紹介させていただきます。

緊急時の子どもたちが安心や安全な生活環境、心や体の健康的な発達、遊びや学び、休息、それから、友達や家族との時間など、様々なこどもの権利が脅かされます。こどもひろばは、避難した先で子どもたちが遊びや学びを通して心身の健康を保ち、安心感と回復力を育むための空間になります。

この活動は、国際的な人道支援ガイドラインでも推奨されておりまして、世界の人道支援現場でも実施されています。昨年、私が派遣されたトルコでも、セーブ・ザ・チルドレンをはじめ、国連のユニセフ、それから、地域のNGOなどが、こどもひろば、こどもの居場所づくりという活動をしていました。

また、こどもひろばというのは、学校の再開など、被災地域の日常が戻れば閉鎖するものなので、地域の支援を補完する形で行い、既存のサービスと競合しない活動にもなります。こどもひろばでは、自由に子どもたちが遊びや活動を楽しむことで、避難生活でこどもの心が徐々に落ち着きやすくなります。また、遊びの中で災害ごっこをしたり、自然に感情や体験したことを表現するなど、子どもたちが自分の力を使って困難を乗り越えようとしているコーピングの過程をよく見受けれます。

また、子ども同士がこの場で再会してつながりを作る場でもあります。私自身、能登半島地震の際にこどもひろばで見たのですけれども、こどもひろばでお友達と再会したこどもが「生きてた」と言って抱き合って喜んでいました。同時に、保護者とも再会して、熱心に情報を共有するような姿も見受けられました。

災害の影響を受けた人のメンタルヘルスをよい状態に保つために、人と人とのつながりを絶やさないことが大切な要素であると言われておりますけれども、そういった意味でも、緊急時のこどもの居場所は非常に重要であると考えています。

また、2点目のポイントになりますけれども、こどもひろばが決まった時間に活動が行われるなど、規則的なルーティンを避難生活の中でもつくり出すことができます。これによって子どもたちの生活リズムが整い、子どもたちに安定感を提供することにもつながっております。

加えて、こどもひろばでは、遊びや活動だけを提供するのではなく、ほかの支援へつなげ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

る役割も果たしています。例えば2016年の熊本地震では、こどもひろばに保健医療チームが定期的に巡回をしてこどもたちの健康チェックをしたり、女性に配慮した生理用品などの物資をこどもひろばで配付するといった活動を行ったこともありました。

世界の人道支援現場で、様々な子ども・子育て支援団体がこどもの居場所づくり、こどもひろばを実施していますが、組織間共通の、こちらの6つの原則というものがあまして、日本でもこの原則に則って、トレーニングを受けたこども支援団体、国際NGOなどがこどもの居場所を運営しています。

その一つの例になりますけれども、2018年に西日本豪雨で被災した岡山県がこどもの居場所を運営した事例があります。また、海外の事例からになりますけれども、トルコでは、家族・社会サービス省という省庁が、被災地に心理社会的支援チームというものを派遣し、こども支援団体と連携して居場所の運営を行っていました。

こういった緊急時のこどもの居場所の運営を担当するスタッフに対しては、被災したこどもたちへの心理社会的支援を提供すると同時に、専門的な支援を必要とするこどもたちを見極め、適切な支援につなげるためなどのトレーニングが必要になってきます。

支援者に必要なトレーニングを幾つか御紹介させていただきます。それぞれのトレーニングについては、資料の最後のページに参考資料として掲載させていただいております。

一つは、チャイルド・セーフガーディングになります。このトレーニングは、こどもの権利に反する行為や危険を防止し、安心・安全な活動と運営を目指す組織的な取組を学ぶものになります。それから、こどもひろばの準備運営に関する研修になります。このトレーニングの中では、こどもたちの参加を促進した安全で安心できる環境づくり、居場所づくりのための運営に必要な知識やスキルを学びます。そして、こどものための心理的応急処置トレーニングでは、災害の影響を受けたこどもや家族の心に配慮した支援ができるよう、支援者が取るべき行動や姿勢について学びます。

これらのトレーニングは、海外の人道支援現場でも行われていて、人道支援の国際ガイドラインの中でも推奨されているものになります。トレーニングを通じて支援者が、こどもたちに安全でより質の高い支援を提供し、安心して過ごせる環境づくりに貢献することが期待されています。

ただ、緊急時のこどもの居場所というのは、スタッフだけではなく、たくさんのボランティアと運営することも多くあります。例えば、1日だけ運営に携わるボランティアに対して、こどものセーフガーディングと、こどものための心理的応急処置の短いオリエンテーションなども行ったりしております。

他職種と他団体の連携と調整の重要性になります。

こちらが、セーブ・ザ・チルドレンが能登半島地震でパートナー団体と実施した支援の事例になります。実は、私たちが実施している支援のほとんどが、他団体・他職種との連携になります。

緊急支援現場で連携・調整が欠かせないパートナーな団体との連携が必要な理由といた

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

しましては、一つは、必要な物資や支援を迅速に提供できる点になります。例えば、今回の能登半島地震においては、発災後すぐに保健医療団体と連携して、避難所のこどもたちへ、ドライシャンプーや衛生用品が入ったキットを支援いたしました。

また、様々な団体と協力体制を構築して情報を共有しあい、支援の重複や空白を避けるなどをしております。そして、連携にすることで、刻一刻と変化する現場のニーズや新たな課題に迅速に対応できるほか、定期的な情報交換の場を持つことにより、支援内容を調整しながらこどもや家族に必要な支援を適切に提供することができているため、連携・調整ということが非常に重要だと感じております。

最後に、私どもが感じている課題と期待についてお話しさせていただきます。

1つ目は、避難所でのこどもの居場所の設置と運営になります。現在、内閣府の避難所運営計画において、避難所のこどもの居場所、キッズスペースの設置が「検討」とされており、災害が起きて避難所が設置された後の応急的な対応になっているため、準備の段階から取り組まれていないのが現状です。このため、災害時にこどもの居場所が確保できず、スタッフも備品も準備ができていないです。

実際、過去の災害支援で、避難所のこども用のおもちゃを支援したことがあるのですけれども、担当者の方から、「行政では急に予算を付けることができないのです」ということをおっしゃっていただいたことがありました。

また、避難所におけるこどもの居場所の重要性が徐々に認識はされていますが、避難所のこどもの居場所が準備段階から取り組まれて、当たり前前の活動になるにはまだまだ時間がかかると思っておりますが、この点、十分に議論を進めていただきたく、ぜひ準備の段階から取り組めるようになってほしいと私たちは思っております。

また、地域の中の話になりますけれども、平時から地域でこども支援者となり得る人を特定し、災害時のこども支援に関する研修を実施するなどの取組を進めていくことも同時に求められます。

次に、こども視点に立った連携と調整に関してになります。これは、災害が起きた被災県の県庁に設置される災害対策本部レベルの話になります。

今回の能登半島地震支援では、私どもの初動チームが、まず最初に県庁の対策本部に立ち寄り御挨拶をいたしました。その際に、保健医療チームや内閣府の関係者から金沢市内に開設準備をしていた 1.5 次避難所のこどもの居場所の設置を依頼されまして、パートナー団体と連携して準備・運営をサポートしたことがありました。

私どもの団体では、2016 年の熊本地震以降、被災地で支援を始める際には、県庁に設置された災害対策本部に立ち寄り、主に保健医療調整本部などに行きまして、DMAT などと情報交換を行っております。災害対策本部からの情報が、現場の活動に非常に役に立っています。

また、能登半島地震支援では、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク、通称 JVOAD が、災害対策本部の情報を私どものような市民団体に提供していただいております、大変助かつ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

ております。

しかし、災害対策本部にはこども視点で支援をコーディネートできる専門機関がなく、こどもに特化した情報や支援が行き届いていないことが、私たちは課題だと感じています。例えば、今回の1.5次避難所のこどもの居場所の設置も、たまたまこども支援団体である私たちが県庁にいたため実現できました。

現在、情報共有を私たちのような市民団体に行ってくださいしている JVOAD は、被災者全般を対象にしているため、こどもに特化した情報共有ではありません。他方、私たちのような支援団体は、現場の活動があるため、情報を収集して支援のコーディネーションを担うことは限界があります。このため、例えばこども家庭庁のような専門機関が災害対策本部にスタッフを派遣し、こどもたちの声を可視化し、現場の支援団体とつなげることが重要ではないかと私たちは思っております。

緊急時のこどもの居場所づくりと支援の連携・調整というのは、緊急時のこどもの支援をしていく中で非常に重要な要素であり、ここが欠けてしまいますと、こどもの支援の質を高めていくことができないと思っておりますし、これは世界の人道支援の現場でも当たり前のように行われている取組であります。

最後に、大きな緊急支援の中でも、支援団体の人たちは、本当に丁寧にこどもの声を聞きながら、それを支援につなげております。ぜひそういったこどもの声を可視化していき、支援や制度につなげていくというところに皆様のお力を貸していただきたいと思っておりますし、私どもでできることがあればぜひサポートしたいと思っておりますので、お声がけいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

私どもからの発表は以上になります。ありがとうございました。

○秋田部会長 赤坂様、大変貴重な御発表、どうもありがとうございます。

続きまして、こども家庭庁における取組状況や予定につきまして、中原参事官より御説明をお願いいたします。

○中原参事官 御議論いただく前に、現在、こども家庭庁で取り組んでいる状況につきまして、若干補足説明をさせていただきます。お手元の資料5-1を御覧いただければと思います。

こども家庭庁におきましては、来年度の概算要求におきまして2,800万円、こどもや若者からの意見反映のための調査研究費を要求しているところでございます。この調査の内容につきましては、主に自然災害を念頭にしまして、非常時におけるこどもからの意見聴取や意見反映について、国内外の取組状況等の調査をして知見を集めていくということを考えております。

続きましてもう1点、資料5-2になります。

こどもの居場所づくり支援体制強化事業を活用いたしまして、被災したこどもたちの居場所づくり支援として、都道府県、市町村、被災自治体と連携してこどもの居場所づくりを行う民間団体に対して補助率10分の10で交付する事業を実施したところでございます。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

こちらはもともとモデル事業でありますけれども、能登の地震も踏まえまして、被災したこどもの居場所づくり等について、追加募集をさせていただくといった運用をいたしました。

このほか、資料5-2の3ページ目以降にありますけれども、被災地のこどもの居場所づくりに向けた手引の作成に向けまして、今年度、調査研究も行っているところでございます。

補足説明としては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○秋田部会長 どうもありがとうございます。

それでは、こども視点からの災害対応に関して、どのようなことが必要と考えられるかということにつきまして、今の赤坂様や中原参事官の意見も踏まえて御発言をいただきたいと思えます。また、赤坂様への御質問も可能です。対面で御参加いただいておりますので、御発言のある方は挙手をお願いいたします。オンラインの方も含め、どうぞよろしくお願いいたします。

早速、オンラインの有村委員、よろしくお願いいたします。

○有村委員 セーブ・ザ・チルドレンさんの活動、大変ありがたく拝聴いたしました。大事な支援をずっと変わらずにやっていただけているのは、本当にありがたいと思っています。私も東日本大震災のときに少し御一緒させていただいたことがありまして、そこから変わらずにやっておられることに敬意を表します。

いろいろな団体が動いて連携されているのですけれども、その中に障害のあるお子さん方もおられて、そこに関しても実際の支援団体、それから、様々な団体が入って地域でサポートしていたと思えます。

概算要求のところに出ておりました、こども・若者意見反映のところにつきましても、これまでも十分ガイドライン等でも、障害のあるお子さん方に工夫をして聴くようにと書いていただいていたのですけれども、引き続き災害時にも、障害のあるお子さん方、あるいはその御家族の御意見を反映していただくようお願いいたします。

以上でございます。

○秋田部会長 有村委員、ありがとうございます。

続きまして、定本委員、お願いをいたします。

○定本委員 定本です。発言の機会をいただき、ありがとうございます。

セーブ・ザ・チルドレンの貴重な御報告、ありがとうございました。各国で御活躍いただいているのを、大変心強く、心丈夫に、本当にありがたく思いました。

私は、児童精神科の立場からの御提案です。

私も能登半島地震については、いろいろなところから話を聞いていまして、1人でやきもきしていました。こちらの連携団体として、DMAT、DPAT も連携していただいていることですが、実は、児童精神科の児童青年精神医学会というのがありまして、先日、学会があつて、災害対策委員会の理事に聞いてみました。

「能登でなかなかうまくいっていないとほかのところから聴くけど」と言ったら、確かに児童精神科医の集まりである災害対策委員会のほうも、神戸や東日本の経験を通じて、障害

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

を持ったお子さんや虐待の影響を受けているお子さんが、特に災害の場面で非常に大変だ。それから、女性に対するわいせつが起こったり、いろいろ大変なことを経験しているので、その対応について経験を持った精神科医が何かしたいと待っているけれども、現地在ボランティアを受け入れる余裕がないということで、できていない状況だと聞きました。

精神科のサポートというのは息長く、これからいろいろなことについての対応が必要になってくる場合がありますので、ぜひ、できれば連携団体のほうに児童青年精神医学会を入れていただけたらありがたいなと思いました。

それから、現地でのコーディネートができない。これも課題だと思っています。特に長く支援をし続けていく場合、現地で各ボランティアをうまく回していくコーディネートをしなくてはいけない。

自治体、今こども家庭庁というふうにもありましたけれども、実はあまり知られていないですけれども、私のいる法務省の矯正局の機関であります少年鑑別所というところは、各都道府県に1個ずつありまして、いつも災害のときには場所も提供するし、それから、そこには経験のある法務技官が配置されております。神戸からはじまって、東北のほうでもずいぶん心理支援をさせていただきました。

今、石川県の鑑別所の所長は、東日本もたまたま経験して、災害対応に長けた、日本で一番災害対応ができる所長です。聞きましたら、地元の精神科医と連携しながらいろいろ支援をしているということです。鑑別所はずっとそこにありますので、こども家庭庁の機能を受け入れながら、ぜひとも鑑別所を使っていたいただきたいなと今思いました。

以上です。

○秋田部会長 定本委員、ありがとうございます。

矢島委員、お願いします。

○矢島委員 赤坂様、ありがとうございました。非常に貴重な御意見をいただきました。

赤坂様から、災害地に対する国からのこどものニーズ把握、課題把握のための職員派遣という御提案がありましたけれども、それが非常に重要だと思います。確か女性の被災地や避難所におけるニーズ・課題把握については、中越地震の頃から、内閣府から直接的に女性の職員派遣が行われるようになったと認識しております。同じようにこども家庭庁からも、こどものニーズ把握、課題把握のための職員派遣、そして、そこから直接的に国の施策に速やかにつなげていくというアクションが大変重要ではないかと思っております。

また、せっかくの機会なので、赤坂様のほうから、国の施策として、ほかにも何か御提案やニーズ等ありましたら、あるいは自治体の施策を国がバックアップするという意味でも、何か課題等ありましたらお聞かせいただければと思います。

○秋田部会長 矢島委員、ありがとうございます。

赤坂様、いかがでしょう。

○赤坂様 ありがとうございます。

発表の中でも申し上げたように、避難所のこどもの居場所を、義務化に向けてぜひ議論を

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

進めていただきたいと思います。避難所を回っておりますと、避難所運営者の方もこどもの居場所をつくりたいと、同じ思いでいらっしゃいます。スペースも確保できるということで、もちろん私どものような支援団体が入ってサポートすることがありますし、今も、例えばカタリバさんですとか、たくさん子ども・子育て支援団体が同じような居場所を継続して開設・運営されていると思います。

もしこれが準備の段階から避難所運営計画の中に入っていれば、しっかり避難所に居場所が確保でき、そして、必要な備品を購入したり、準備したり、それから、運営する方に必要なトレーニングを実施しておけば、突然災害が起きたときでもすぐに居場所を運営して、子どもたちがそこで少しでも落ち着きを取り戻しながら、安心・安全に過ごすことができると思います。

これは、こどもへの支援とみられるのですけれども、実は、ここでこどもが安心して過ごすことによって、大人にもいろいろな効果があります。例えば、ここで数時間こどもが過ごす間に、地震で壊れてしまった家を見に行くとか、大人の方も生活再建のためにいろいろやらなければいけないので、そういった時間に伝えるということもありますし、こどもがここで遊んだことによって、夜、寝つきがよくなったという声も聞きますので、ぜひ、大人への支援という意味からも、避難所でのこどもの居場所の設置の義務化に向けて議論を進めていただきたいと思います。

○秋田部会長 ありがとうございます。

○矢島委員 補足させてください。

私も今、地域の自治会の役員をしております、防災会の議論なんかもしておりますけれども、そういったレベルにもこういった視点が必要だなと、今お話を伺っていて思いましたので、地域のレベルにまで落とすことができればなと思っております。ありがとうございます。

○秋田部会長 ありがとうございます。

それでは、木田委員、お願いします。

○木田委員 発言の機会をいただき、ありがとうございます。赤坂様、貴重なお話をいただき、ありがとうございました。

まさにこどもを中心とした施策ということで、こども家庭庁が先頭に立ってやるべき分野だと拝聴しました。伺った中で、こどもに対する遊びと、こども間、地域とのつながりがこどもの癒し回復につながっていくという視点は大変重要でして、遊ぶということはこどもの権利ということが日本の中では浸透していないのですが、こどもの権利条約に定められているように、こどもにとっては基本的な権利であるという視点に立って、しっかり確保に向けて対応が必要だと思っています。

もちろん副次的に一時的に預かることによって大人が助かるという側面もありますが、やはりこども中心にして、それが確保されなければいけないということ、権利なのだという視点は大事だということを改めて指摘したいと思います。

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

今、御指摘のありました、準備の段階から政策に採り入れることで、今現在提案されている事業に対する補助金のみならず、国としてあらかじめ、備品とかトレーニングに対する金銭的な補助も御検討いただくことが必要かなと思って伺いましたので、発言させていただきます。

よろしく申し上げます。

○秋田部会長 木田委員、ありがとうございます。

○新保委員 貴重な実践をしていただいて、本当にありがとうございます。いつもありがたいなと思ってみております。

私、こども食堂の調査研究をさせていただく中で、確か石川県だったと思いますが、障害児者入所施設の地域交流スペースに、災害の備蓄拠点を置いているという例がございました。障害児者施設でしたら、コンクリートの建物で、その建物はそうでしたので、そこに備蓄スペースをつくって食料と生活用品を確保しておく。これは事前にやることです。そこでこども食堂を展開して、食べ物については消費をしていくということをやっている事例でした。

こういうやり方でしたら事前に準備ができるのではないかと思いますし、それから、こども関係施設にスペースを確保して、そこに災害備蓄の拠点を誘致するというのであれば、こども中心の災害備蓄の拠点ができるのかなと考えました。これは調査研究の中から出てきた一例でございます。

以上、御報告させていただきました。

○秋田部会長 新保委員、どうもありがとうございます。この点に関しまして、子ども・子育て支援会議のほうでも、今、保育園等はこういう備蓄拠点になっていないけれども、何とかならないのかという御意見が分科会のほうに出ておりましたので、併せてお話をさせていただきます。

続きまして、岸田委員申し上げます。

○岸田委員 発言の機会をいただき、ありがとうございます。また、赤坂さんの非常に貴重な御指摘、御提言も含めて、ありがとうございます。

先ほど、矢島委員からもお話がありましたとおり、こども家庭庁からの職員の現地への派遣ということは私も賛同いたしますし、避難所の設置の過程で遊びの確保、こどもの居場所確保ということ、事前に具体的なコーディネーションの仕方も含めて共有されるということの重要性について、私も非常に賛同するものです。個人的には、私は東日本大震災及び阪神大震災の現地に記者として、あるいは、個人的にも継続して伺ったり、あとは、地域で防災士の活動などもしているので、その観点から少々意見させていただきます。

一つは、具体的な支援の在り方のガイドラインの必要性ですけれども、例えば、「スフィアハンドブック」にもこどもの要件というのがありますが、例えば、養育放棄であるとか、性被害、あるいは発達に特性のある場合に、より支援の受入れに対する脆弱性、危機にさらされやすいという観点から、具体的にどのような支援がこどもに対して防災直後も含めて

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

必要なのかというのは、一定程度のガイドラインが必要なのではないかとのこと。

それと関連しますけれども、具体的なことでいえば、学校は避難所になりやすい拠点であるということについて、大人にとっても子どもにとっても課題感が大きいのではないかとことです。もちろん備蓄のしやすさだったり、行きやすさという意味で、発災直後にそこが拠点になることの重要性はあるにしても、今、大人の住環境の意味からも、関連死の結びつきであるとか、あるいは、住環境としては非常に劣悪であるという指摘は長くされているところです。

同時に、子どもにとってもそこは我慢を強いる部分であって、居場所づくりの重要性もそうですが、体育館に皆さん困った方々が長くおられるということが、子どもたちとしても、遊んでいいのかなとか、そういう心理的な影響もありますので、大人にとっても子どもにとっても避難所の在り方について、あるいは、学校施設を使うことに一定程度の期限を設けるですとか、より、大人も子どももウェルビーイングをつらいときほど保護されるべきであるという視点を持って議論していただきたいなということがございます。

もう1点は、支援される子どもは移動するということでもあります。子育て家庭が発災後しばらくしてから、そこに定住する場合ももちろんありますけれども、また、移動するということがあったときに、民間支援のみならず、行政間の情報共有であるとか支援の在り方の共有ということは抜け落ちやすい部分でもあります。過去の災害でも、そういった課題感がありますので、その点も含めて支援をお願いしたいということを申し上げたいと思います。

以上です。

○秋田部会長 岸田委員、どうもありがとうございます。

続きまして、青木委員、お願いいたします。

○青木委員 ありがとうございます。

赤坂さん、本日は非常に貴重なお話、ありがとうございます。

現地で子どもたちの居場所がなくなる。そこをいかに支えていくのかというのは、本当に大きな課題だと思っております。今日お話いただいた中で、そこに携わる方々へのトレーニングも重要だというお話がありましたが、例えば、連携相手として、今回の石川の災害でも国立施設、また、県立の施設も含めて被災地支援を行っておりますが、青少年教育施設といった社会的なインフラの活用であったり、日頃から青少年教育に携わっている団体との連携もより強くできるような支援も必要かなと思っております。

その上で、指導者の方にも、災害教育の話だけではなく、例えばPFAの話とか、支援の在り方や支援のときに必要な能力について指導者研修の中に入れていければいいのかなと感じているところです。特に今、社会教育士ということで、文部科学省のほうでは強くその養成を打ち出しておりますので、その中でも、ただ「防災教育」ということだけではなく、そこに求められる能力として、災害に遭ったときに必要な支援の在り方を学んでいくことも重要になってくると思っております。

併せて、今、教員養成の課程の中では、学校安全ということで必須になっておりますが、

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

災害時は学校が拠点になるけれども、学生への災害時の支援の在り方の内容はわずかな話になっておりますので、改めて PFA の話やセーフガーディングの話を中心に授業の中でもやっていけるよう、国のほうでも考えていただけるといいのかなと感じたところです。

以上です。

○秋田部会長 青木委員、ありがとうございます。

大隅委員、お願いします。

○大隅委員 お話ありがとうございます。

実はあしなが育英会、あしなが学生募金事務局でも、能登半島の地震のときに、私と一緒に活動している子たちが現地に視察に行ったりしていて、その子たちからの感想だったり、意見みたいところから、今の赤坂さんのお話を聞いて思ったことを述べさせていただけたらと思います。

御家族が亡くなったりしたときに、それにすら悲しむ暇がなかったりするぐらい、必死に前を向いて生きていかないといけないという心のストレスが、保護者の方にも、被災した遺児にもあるのかなと思います。特に小さいお子さんの話があったと思うのですけれども、中高生とかだと、災害があったから自分の進学を諦めなければいけなかったりとか、人生の転機になるぐらい大きな出来事になるのかなと思っています。精神的なサポートや経済的なサポートがより必要になってくるのかなと、聞いていて思いました。

防災教育というか、予防策みたいところでいうと、もしそれがあった場合に人生の転機になるかも知れない。進学を諦めなければいけなかったりとか、御家族を亡くしてしまったりという最悪の状況は教えておくべきなのかなと思ったのと、教育の中で、それでも奨学金があったりとか、助けてくれる団体があって、人生の切り抜け方みたいところもあるんだよというのが、事前の教育でその子たちにできることなのかなと聞いていて思いました。

ありがとうございます。

○秋田部会長 大隅委員、ありがとうございます。

清永委員、お願いします。

○清永委員 本日は、赤坂さん、御発表ありがとうございます。私も能登には10回以上行っているもので、大きくうなずきながら、本当に心から賛同しながら話を伺っておりました。

荒っぽい資料ですけれども、こちらに資料を御用意いたしました。

私は、防災・防犯教育ですとか地域安全に関わる研究と実践を行っていますが、能登には去年の5月5日の発災後すぐに行きまして、現地での高校や小学校での調査なども行っています。

まず、資料の「1. 変わる危機の諸相」という図になりますけれども、阪神淡路大震災ですとか、中越、東北などの研究を踏まえて、時間によって危機が変わっていくというものを示したものになっています。

ここには、問題が発生する量、不安感、そして、心のショックみたいなもの、本当に荒っ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

ばい図になっていますけれども、時間を置いて変わっていくことを表しています。それに応じて、私たちの携わり方、必要な手助けも変わってくる。まさにセーブ・ザ・チルドレンの皆さんがやっている、「ここまではこどもひろばを設置して、ここからは皆さんに託します。でも、その後、決して切るのではなく見守っていきます」という、危機に応じた対応がすばらしいなと思いました。

「2. 被災した児童、保護者、被災した学校の声」というものを御紹介していますけれども、これは私が能登に通っている間に、「こんなことを言っても何が変わるかわからないけれども、清永さんに伝えます」というふうにしてお聞きした内容になっています。地域の方、保護者の方、児童、学校、いろいろなところから聞いたもので、整理されていませんが載せています。

時間に応じて変化がございます。最初は、「電池が足りません。ガソリンもありません。助けてください」から始まって、でも、「やっぱり家族が、命があって本当によかった」と心から言っている。「家族が安全であるだけでも本当によかった」とおっしゃっている児童、保護者の方がたくさんいました。

どんどんと支援が入ってくるごとに、「助かりました。ありがとうございます」とおっしゃる一方で、支援する方が次々いらっしゃる中で、引き継ぎがされていなくて一から説明をしなきゃいけないという困難に陥っている学校もたくさんございました。避難所で静かにしていないといけない。まさにこどもの居場所がないということで、こどものストレスもたまっている。そして、こどもたちが一時的にどこかに避難するというようなことが始まってきたのが1月から2月です。

2月になりますと、こどもたちが避難所で暮らしていく中で、ボランティアの様子を見る機会がほしい、自分たちもボランティアをしたいというような動きも出てきました。校内放送で、こどもたちが「車はこちらに並んでください」と言うと、大人が言っても聞かなかった人たちがちゃんと並ぶようになる。トイレもきれいに使うようになるというふうに、社会的な役割が自分たちでもできるのだと自信を持てるような状況が見えてきました。体操と一緒に御高齢の方として、御高齢の方が元気になるといったような状況も見えてきました。

ただ、3月になると避難所生活も疲れてきて、例えば御飯を食べなくても、お菓子やカップラーメンがたくさん置いてある。そういうものを夜中にこっそり食べる。そして、体調を崩す。朝も起きれなくなるというこどもたちの心身の変化が見えてきて、それを地域の方々がとても心配に見つめているという状況がありました。

こどもたちが、4月になったらどうしても転校しなきゃいけない。状況が刻々と変わる中で、ここに居続けるのか、転校するのかということで迷う保護者の方々もいる。どんどんと状況が変わっていった中で、落ち着いてきた9月にまた大きな災害があった。「ここでまたやり直しか」というようなことで、落ち込んでいらっしゃるというような状況がありました。

ただ、私も先日、珠洲市の学校連絡協会に出席したのですが、その中では、地域の方や保護者、こどもたちがこの町で残していきたいものというような前向きな話し合いがなされ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

ていて、「やっぱり学校が核となっているから学校を残したい」とか、「学校があるから私たちも元気になれる」という地域の方々の声などが挙がっていました。

まとまりのない意見で申し訳ないのですが、幾つか、これまで聞いた中で私が印象に残っているところがあります。まず、「避難所ファーストで、教育ファーストではなかった」と学校の校長先生がおっしゃっていたのが非常に印象に残っています。「けんかをしなければ学校の授業が再開できなかった」とおっしゃっていました。これは重要なことだと思います。

それから、そのときのそのときの行政の対応によって、翻弄される保護者とこどもがいたということです。先ほど、大隅さんがおっしゃったように、運命変わってしまう。「あの地震がなければ、私は進学できていたのに」というこどもたちがいます。ですので、そういうことのないように、やはり危機というのは起こる。そのためにどんな準備が必要か。居場所も含めて考えておく必要がある。そういう意味では、最後に述べていますけれども、防災教育が今形骸化していますけれども、より現実合った内容でやっていく必要があると思います。

それから、居場所に関してですけれども、これは現地で御研究や活動をされている金沢大学の先生が、「民間主体の取組推進も大切ですが、どの子も毎日通う学校が何より居場所でありたいような、そんな支援もお願いしたい」とおっしゃっていました。

雑ばくな感想で申し訳ございませんが、以上です。

○秋田部会長 清永委員、ありがとうございます。大変貴重な、時系列とともにどう変わったかという具体をお伝えいただきました。

続きまして、オンラインで駒村委員、お願いいたします。

○駒村委員 必ずしも被災児の福祉の問題や、こどもの問題は専門ではないですけれども、今お聞きして、政府の対応、あるいは研究者側の状況を教えてもらいたいなと思いました。

当然ながら、温暖化がこれから進むと、結果的にはかなりの災害が今後も増えていくだろうと思います。災害に対して、特に脆弱な人というのは、困窮の方やこどもというのが筆頭に来ると思います。

今もお話にありましたように、今日の話は被災したこどもたちの居場所づくりという、その直後の対応の話が中心でしたけれども、何人かの委員からもお話があった、長期的に人生、あるいは発達にどういう影響を与えていくのか。初期にどういう対応をしたら、その影響が小さくなるのかという研究がどのくらい国内で整理されていて、それに基づく初期対応政策のマニュアル等がつくられているのかどうか。それはどこの担当省庁なのか教えてもらいたいとお聞きしました。

よろしくお聞きいたします。

○秋田部会長 駒村委員、ありがとうございます。後ほど御回答いただければと思います。

ほかにはいかがでございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

私も個人的に、ぜひ、こども家庭庁が女性の視点だけではなくて、こどもの視点を国全体

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

の防災計画の中にきちんと位置づけていただいて、そのこども家庭庁に司令塔になっていただきたいと考えております。先ほどの議論のように学校の問題もあれば、乳幼児からの保育の問題もごさいますので、全体の省庁をこどもの視点で捉えて準備の予算化もしていただく必要があります。また、防災教育という教育的な視点を、こどもだけではなくて、こどもに関わる様々な方が、災害大国の日本でごさいますので、これからやっていただく必要があらうかと思います。

こどもだけではなくて、私は先月、能登半島の高校の校長先生やこどもたちと OECD のセミナーで生の声を聴く機会がありました。人生が本当に変わった、特に高校生の進路等について切実な話も、命は助かったけれども、大学に行くかどうかのところでは断念せざるを得ないこどもたちの声なども実際に伺ってまいりました。ぜひ喫緊の課題として、来年度、何がこども家庭庁で防災計画として今からできるのかということを組み入れていただきたいと考えているところでございます。

実際に能登で保育所の方に伺ったのは、ぜひ避難所ということと同時に、いろいろこどものために、例えばこども用の仮設のトイレ物資も送っていただいたけれども、現実には寒くて、そんなところに戸外に出すよりも、室内で用が足せる簡易トイレハックの方がよかったなどの声です。AED だって、こども用の AED は大人と違うけれども、そういった様々な知識がある方とそうでない方がいろいろおられたなど、いろいろな御意見も出ておりました。ぜひ細かな点まで含めて、今日の赤坂さんの貴重な御提案を踏まえ御検討いただければと思っているところでございます。

それでは、この件に関連しまして、御質問がございましたところについて事務局から何か応答があればお願いいたします。

○中村官房長 ありがとうございます。赤坂さん、委員の方々、御意見をいただきましてありがとうございます。非常に御示唆に富むお話だったと思います。

私も7月に着任しまして、能登もそうですし、その後の大雨もそうですし、災害対策本部のメンバーになっておりますので、私はこども家庭庁の担当ですので行きました。

こども家庭庁に求められているのは、保育所とかいろいろな拠点がありますので、そこを所掌している省庁としてどうなのか。そういう形で参画しておったのですけれども、各省庁も供給側というか、サービスを出す側、拠点側の視点でそれぞれの省庁がやっておったのですけれども、今日の話をお伺いまして、こども家庭庁ができたそもそもの趣旨というのは、保育所とか教育とか、サービスの提供側ではなくて、こどもの視点に立っているいろいろな施策を取りまとめていこう、漏れがないようにしていこうというのが、こども家庭庁の出発点だと思っております。防災の場で、まさにそれが求められているのだなど、私自身、携わった長さが短いこともあったと思うのですけれども、非常に発見をいたしました。

おっしゃるように、こどもの視点から何ができるのか。マニュアルなどは内閣府の防災担当だと思いますが、まさに今、政府としても防災庁の設置を検討という機運もごさいますけれども、そういう組織を、箱物をつくるだけでなく、その下で練られる防災計画の中にこ

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

どもの視点として何が入るのか。ここでも出ましたけれども、事前にそういうものがあると、震災が起こってから右往左往するのではなくて、事前にきちんと位置づけられて、自治体は何をして、国が何をするのかといったところを、ぜひ今日のプレゼンテーションと皆さんの御意見をいただいて形にしていきたいと思っております。

ありがとうございました。

○中原参事官 ありがとうございます。

先ほど、こども家庭庁としての取組の説明の中で、能登半島地震、おっしゃるとおり、迅速にこども家庭庁の職員をどんどん派遣して、現地でいろいろな支援の調整も含めてやっていたという一般論だけ説明してそこが抜けていましたので、補足させていただきます。

その上で、いろいろいただきました御意見も踏まえて、職員が行って何をやっていくかというところは、いろいろな課題も出てきましたし、今日も御指示いただいたと思いますので、そういったことも含めて、こども家庭庁として何ができるかというのはしっかりやっていきたいと思えます。

また、先ほど駒村委員から、長期的な影響はどうなって、そのために初期対応をどうすべきか、それはどこの省庁が考えるのかといったような御指摘もありました。防災全体としては内閣府の防災担当でやっている部分もあるかも知れませんが、こども家庭庁としても、こどもたちにどういうふうに対応していくかというのは、一義的にはこども家庭庁が考えていくことになると思っております。

いずれにしても、各省庁としっかり連携して、今日のこの件につきましても、内閣府の防災担当とももう既にこういう議論をしますということは共有した上で、次の防災計画の見直し等に向けて、しっかり我々も相談させてもらいますという話はしておりますので、しっかり検討を進めていきたいと思えます。

○秋田部会長 木田委員、どうぞお願いします。

○木田委員 お話がまとまったところで申し訳ないのですが、清永先生の資料を拝見していて、まさに避難所でのこどもの居場所づくりの関係で、避難所でこどものための部屋を設けてほしいけれども、教育委員会の許可が必要で、それがとても難しいという具体的なお話がありました。まさに省庁の垣根を乗り越えて、こども家庭庁が乗り越える部分で、あらかじめ施策に明記していれば右往左往せず設置ということができると思えますので、大変貴重な御指摘と考えましたので発言させていただきました。

ありがとうございます。

○秋田部会長 大変貴重な御指摘を、ありがとうございます。

今日は、主に2つの議事を議論いただきました。本日の議論の内容につきましては、次の実行計画に反映するほか、こども家庭庁において、今のように政府全体とか地方公共団体での災害のことで生かされるように、ぜひ御検討をお願いできればと思うところであります。

次回は12月20日の14時から16時を予定しておりますが、次回の会議につきまして、

この資料に関する詳細は、こども家庭庁ホームページ「基本政策部会」ページ (https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kihon_seisaku/) からご覧いただけます。

中村官房長より御連絡があるとのことですので、中村官房長、お願いいたします。

○中村官房長 次回、こどもの参画について我々の考え方をお示しして、ぜひ今日のように御意見をいただきたい。そして、形にしていきたく思っています。よろしくお願いいたします。

○秋田部会長 どうもありがとうございます。

それでは、これにて本日の会議は終了といたします。ありがとうございます。オンラインで御参加の方もどうもありがとうございました。

(了)